

名古屋サイクロンズ サポートスポンサー 申込書

名古屋サイクロンズの「サポートスポンサー」に以下の内容にて申し込みます。

【お申し込み内容】

申込内容	金額（税込）	申込み口数
サポートスポンサー	¥50,000	口
合 計		

申込日	年 月 日		
フリガナ			
名称（法人名）			
ウェブサイト URL	http://		
フリガナ			
住所	〒		
	TEL :	FAX :	
責任者氏名	役職名		フリガナ
			氏名
	e-mail		
担当者氏名 <small>（ファクト等のお届け先）</small>	役職名		フリガナ
			氏名
	e-mail		
法人（店舗）名掲出	<input type="checkbox"/> 希望する ・ <input type="checkbox"/> 希望しない （該当の□にチェックをお願いいたします）		
請求先	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ ・ <input type="checkbox"/> 下記の通り（該当の□にチェックをお願いいたします）		
	名称 （法人名）	フリガナ	
	住所	〒	
		TEL :	FAX :
担当者	フリガナ		
	役職名 :	e-mail :	

キリトリ

申込金受領証

_____様

_____年

_____月

_____日

金額 ¥ _____

但し、サポートスポンサー申込金として
上記の金額をお預かりしました。

アメリカンフットボールチーム
名古屋サイクロンズ



担当 _____

サポートスポンサー

法人やお店単位で名古屋サイクロンズをご支援いただける方の為のプログラムです。

種別	サポートスポンサー
年会費	¥50,000
特典	【ご招待チケット】 一口のお申込みにつき、名古屋サイクロンズが出場する春・秋シーズンの公式戦、各試合5枚ずつのチケットをご提供いたします。
	【貴社(貴店)PR】 名古屋サイクロンズウェブサイト、発行印刷物などに貴社(貴店)の社名(店名)・商品名・ロゴマークなどを掲出させていただきます。(ご希望の法人様のみ)
	【その他】 ・代表者様をチーム行事(納会など)にご招待させていただきます。 ・年間MVPの投票へご参加いただけます。 ・サポーター限定イベントにご招待いたします。 ・練習を自由に見学いただけます。(禁止日を除く) ・チームグッズを10%OFFにてご購入いただけます。 ・チーム情報満載のメールマガジン(不定期発行)を配信いたします。 ・ゲームチケットを割引価格にてご購入いただけます。(枚数無制限)
有効期間	ご契約年の7月1日～翌年の6月30日

【お申込み方法】

- ・専用申込書にご記入ください。
- ・貴社(貴店)PRをご希望される場合は、ウェブサイトURLならびに貴社(貴店)ご担当者様のメールアドレスをご記入ください。後日、チーム広報担当者より、掲載バナー等に関するお打ち合わせのご連絡をさせていただきます。
- ・ご請求先がお申込先と異なる場合は、ご請求先の情報をご記入ください。
- ・当日、チーム担当者に代金を直接お渡しいただいた場合は、「申込金受領証」をお渡しさせていただきます。後日、領収証を送付させていただきます。

サポートスポンサー規約

■第1条（目的）

1. 本規約は、アメリカンフットボールチーム名古屋サイクロンズのチーム運営をサポートするためのサポートスポンサー契約（以下「本契約」）を締結するための規約（以下「本規約」）です。

■第2条（基本契約）

1. 本契約は、サポートスポンサー申込者（以下「甲」）が申込された後、チーム担当者が申込金を受領もしくは甲が申込金をお振り込みいただいた時点で契約締結とみなします。
2. 甲が振込にて申込金を支払う場合、名古屋サイクロンズ（以下「乙」）の申込確認後7日以内に、申込金を乙が指定する銀行口座に振込むものとし、支払いにかかる振込み手数料等は甲の負担とします。
3. 本契約の契約締結は、甲が本規約を同意の上、乙が定める所定の申込手続きを取っているものとし、

■第3条（契約の登録情報）

1. 甲の登録情報は乙が所有し、責任を持って管理するものとし、
2. 甲は、本契約における登録情報に、いかなる虚偽の申告も行わないものとし、

■第4条（登録情報の変更）

1. 甲は、登録情報に関して変更が生じた場合は、乙に対し、速やかにそれを通知することとします。

■第5条（譲渡禁止等）

1. 甲は、本契約上の権利義務をいかなる理由があっても、営利目的での利用、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとし、

■第6条（契約の更新）

1. 乙は、契約期間満了の1ヶ月前までに更新依頼の文書を送付するものとし、
2. チーム担当者が甲の申込金を受領もしくは甲が申込金をお振り込みいただいた時点で契約更新とみなします。
3. 契約更新後の契約期間は満了後から1年間とします。

■第7条（契約解除）

1. 甲が契約解除を希望する場合には、所定の手続きを行うものとし、手続終了後に契約解除とします。
2. 甲が契約期間中に契約解除された場合でも、乙は返金をしないものとし、
3. 甲が契約解除の手続をした場合でも、乙は費用の請求をしないものとし、

■第8条（本規約の変更）

1. 乙は、甲の承諾を得ることなく、乙が適当と判断する方法で甲に通知することにより、本規約を変更できるものとし、

■第9条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本の法令に従って解釈されるものとし、

平成24年8月19日